

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第七号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前				
（管理監督職に含まれる職の範囲） 第八条 条例第六条第二号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職（条例第六条第一号に掲げる職を除く。）とする。 一―八 （略） 九 情報職給料表において職務の級が四級以上の職 十・十一 （略） 別表第二（第七条関係） <table><tr><td>機関名</td><td>総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター</td></tr></table>	機関名	総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター	（管理監督職に含まれる職の範囲） 第八条 条例第六条第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職（条例第六条第一号及び第二号に掲げる職を除く。）とする。 一―八 （略） 九・十 （略） 別表第二（第七条関係） <table><tr><td>機関名</td><td>総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター 県立病院</td></tr></table>	機関名	総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター 県立病院
機関名	総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター				
機関名	総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター 県立病院				

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。